

秋田県における住宅確保要配慮者居住支援法人手続き要綱

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）の申請その他の手続きについて、法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 1 号。以下「共管省令」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（指定）

- 第 1 条 法第 59 条に規定する支援法人の指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、住宅確保要配慮者居住支援法人申請書（様式第 1 号）に共管省令第 41 条に規定する書類及び誓約書（様式第 2 号）を添付し、知事に提出するものとする。
- 2 法第 60 条第 2 項第 1 号に規定する書類には、業務上知り得た個人情報についての情報管理の措置について、記載するものとする。
- 3 共管省令第 41 条第 2 項第 4 号に規定する書類には、支援業務の実績について記載するものとする。
- 4 知事は、支援法人の指定をしたときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。
- 5 知事は、第 1 項の規定に基づく申請書の提出があった場合において、申請者が法第 59 条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨の通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するものとする。

（市町村長からの推薦）

- 第 2 条 市町村長は、支援業務に関し当該市町村と連携の実績があるなど、支援法人としてふさわしいと認められる法人を知事に推薦することができる。
- 2 前項の推薦は、申請者による市町村長に対する申請に基づいて行うものとする。
- 3 前項の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦申請書（様式第 5 号）の提出により行うものとする。
- 4 第 1 項の推薦は、住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書（様式第 6 号。以下「推薦書」という。）を知事に提出することにより行うものとする。
- なお、市町村長は、推薦書を知事に提出したときは、その写しを申請者に交付するものとする。
- 5 知事は、前項の規定により市町村長から推薦書の提出を受けた場合、支援法人の指定に当たり、斟酌するものとする。
- 6 知事は、市町村長に対して、申請者の居住支援に関する活動その他の状況について確認することができる。

（変更の認可）

- 第 3 条 第 1 条の規定により指定を受けた支援法人は、指定時に受けた支援業務の種別を変更して新たに法第 62 条第 1 号又は第 5 号に規定する業務（以下「債務保証業務等」）を行う場合は、業務変更認可申請書（様式 7 号）に共管省令第 43 条第 2 項に規定する書類を添付し、知事に提出するものとする。
- 3 知事は、支援法人の支援業務の種別の変更を認可したときは、業務変更認可通知書（様式第 8 号）により第 1 項の申請書を提出した申請者に通知するものとする。
- 4 知事は、第 1 項の規定に基づく申請書の提出があった場合において、申請者が共管

省令第 43 条第 3 項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、業務の変更を認可しない旨の通知書（様式第 9 号）により、第 1 項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

（名称等の変更）

第 4 条 支援法人は、法第 60 条第 1 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更する日の 2 週間前までに、住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書（様式第 10 号）を知事に提出するものとする。

（債務保証業務委託の認可）

第 5 条 支援法人は、住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業を行う者からの要請に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅入居者への家賃債務の保証を行う業務のうち、債務の保証の決定以外の業務を委託するときは、業務の委託認可申請書（様式 11 号）を知事に提出するものとする。

2 知事は、法第 63 条第 1 項の認可をしたときは、業務の委託認可通知書（様式第 12 号）により、前項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の申請書の提出があった場合において、業務を委託することが適当ではないと認めるときは、業務の委託の認可をしない旨の通知書（様式 13 号）により、第 1 項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

（債務保証業務規程の認可）

第 6 条 支援法人は、法第 64 条第 1 項第 1 号の規定に基づき債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、債務保証業務に関する規程認可申請書（様式第 14 号）にあらかじめ定めた債務保証業務規程を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、法第 64 条第 1 項の認可をするときは、債務保証業務に関する規程認可通知書（様式第 15 号）により、前項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の申請書の提出があった場合において、あらかじめ定められた債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上適当ではないと認めるときは、債務保証業務に関する規程を認可しない旨の通知書（様式第 16 号）により、第 1 項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

4 前 3 項の規定は、債務保証業務規程を変更しようとする場合に準用する。

（残置物処理等業務規定の認可）

第 7 条 支援法人は、法第 64 条第 1 項第 2 号の規定に基づき残置物処理等業務に関する規程（以下「残置物処理等業務規程」という。）を定め、残置物処理等業務に関する規程認可申請書（様式第 17 号）にあらかじめ定めた残置物処理等業務規程を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、法第 64 条第 1 項の認可をするときは、残置物処理等業務に関する規程認可通知書（様式第 18 号）により、前項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

3 知事は、第 1 項の申請書の提出があった場合において、あらかじめ定められた残置物処理等業務規程が残置物処理等業務の公正かつ適確な実施上適当ではないと認めるときは、残置物処理等業務に関する規程を認可しない旨の通知書（様式第 19 号）

により、第 1 項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

4 前 3 項の規定は、残置物処理等業務規程を変更しようとする場合に準用する。

（事業計画等の認可）

第 8 条 支援法人は、法第 65 条第 1 項の規定に基づき、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、事業計画及び収支予算認可申請書（様式第 20 号）に作成した事業計画書及び収支予算書を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、法第 65 条第 1 項の認可をするときは、事業計画及び収支予算認可通知書（様式第 21 号）により、前項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

3 支援法人は、法第 65 条第 1 項の認可を受けた支援業務に係る事業計画又は収支予算を変更しようとするときは、事業計画（収支予算）の変更の認可申請書（様式第 22 号）に変更しようとする事業計画書又は収支予算書を添付して知事に提出するものとする。

4 知事は、法第 65 条第 1 項の変更の認可をするときは、事業計画（収支予算）変更認可通知書（様式第 23 号）により、前項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

5 知事は、第 1 項又は第 3 項の申請書の提出があった場合において、事業計画又は収支予算が適切でないと認めるときは、事業計画（収支予算）を認可しない旨の通知書（様式第 24 号）により、第 1 項又は第 3 項の申請書を提出した支援法人に通知するものとする。

6 支援法人は、法第 65 条第 2 項の規定に基づき、支援事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、事業報告書及び収支決算書の提出について（様式第 25 号）に当該事業報告書及び収支決算書並びに共管省令第 46 条第 2 項に規定する書類を添付して、知事に提出するものとする。

（業務の廃止）

第 9 条 居住支援法人は、指定を受けた業務を廃止しようとするときは、住宅確保要配慮者居住支援法人廃止届出書（様式第 26 号）を知事に提出するものとする。

（指定の取消し等）

第 10 条 知事は、法第 70 条第 1 項又は 2 項の規定に基づき、支援法人の指定を取り消すときは、住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書（様式第 27 号）により、当該支援法人であった者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。